

(倫理様式 2-2-1)

回復期リハビリテーション病棟退院後の訪問リハビリテーションにおける ADL 能力向上の関連因子

～訪問リハビリテーションへの早期移行を見据えた評価指標の検討～

1. 研究の対象

2014 年から 2025 年に当院回復期リハ病棟から在宅復帰し、訪問リハを 3 ヶ月以上利用した脳卒中患者

2. 研究目的・方法

回復期リハビリテーション病棟に求められる機能は、一定期間の高密度のリハビリテーション提供により、食事やトイレ動作など日常生活活動能力を向上させ、在宅復帰を促進することとされています。介護保険法において訪問リハビリテーションは、心身機能の維持向上を図り、日常生活の自立を助けるために行われるリハビリテーションと定義されています。すなわち、回復期リハビリテーション病棟と訪問リハビリテーションの役割として、日常生活活動能力の向上があげられています。訪問リハビリテーションにおいて日常生活活動能力の向上が期待できる患者が明確になれば、回復期リハビリテーション病棟での入院期間を短縮し、より早期に在宅での訪問リハビリテーションへ移行できる可能性があります。しかし、回復期リハビリテーション病棟入院中の情報からそれらを予測する検討は十分なされていません。今回、回復期リハビリテーション病棟退院後に訪問リハビリテーションを利用した患者さんを対象に、回復期リハビリテーション病棟の日常生活活動能力などの状況から、訪問リハビリテーションにおいて日常生活活動能力向上が可能な患者さんの状態像を検討することを目的とします。

美原記念病院では、回復期リハビリテーション病棟入棟時と退棟時、および訪問リハビリテーション開始時と終了時に身体機能評価、日常生活活動評価等を行っています。今回の調査にはこれらのデータを用います。

これらの研究は倫理委員会承認後～2028 年 3 月 31 日の間に実施します。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：年齢、性別、疾患、身体機能の情報 等

※個人が特定される情報は用いません。

4. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

(倫理様式 2-2-1)

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

公益財団法人脳血管研究所美原記念病院

住 所：群馬県伊勢崎市太田町 366

T E L：0270-24-3355 F A X：0270-24-3359

研究責任者：リハビリテーション部・石森卓矢